

首都圏中央連絡自動車道 久喜白岡JCT～大栄JCT間猛禽類調査検討業務(その2)

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書2-7 捕獲調査試験	捕獲調査試験で対象となる捕獲個体の捕獲場所は事前に決められている調査地、営巣木を対象としますか。それとも、契約後に現地調査を行った結果を踏まえて調査地等を決めるのでしょうか。	捕獲場所等の詳細については、契約後に別途通知します。
2	特記仕様書2-12 補足事項(1)	「本業務の補足調査試験は、令和3年度に実施中の先行業務で調査対象猛禽類の捕獲に成功して追跡体制を構築した場合、本業務では取りやめる場合がある。」と記載されていますが、これは令和3年度業務で予定されていた令和3年捕獲予定個体(オオタカ(オス))の捕獲ができていないため、次年度に振り替えて実施するということでしょうか。	特記仕様書2-12 補足事項(1)に示すとおりです。また、履行中の業務に関する質問についてはお答えできません。